

上菅・菅生小学校区 学校地域協議会だより

令和7年12月発行
VOL 3
姫路市教育委員会
教育企画室

- ◆ 第3回 上菅・菅生小学校区学校地域協議会を開催しました
(日時:令和7年11月27日 19時~ 場所:上菅公民館 2階 第2会議室)

第3回の協議会では、校名・校歌や通学(スクールバス)に関する事項について協議しました。校名・校歌については、存続校である菅生小学校のものとすることで決定しました。

■ 協議内容について

協議会で検討した事項

- (1) 校名・校歌について (2) スクールバスについて (3) 部会について (4) その他

■ 校名・校歌について

校名

存続校の校名
とする
↓
菅生小学校

校歌

存続校の校歌
とする
↓
菅生小学校の
校歌

校名、校歌については、様々なご意見をいただきました。これらのご意見や学校地域協議会の議論、そして、統合のあり方として新校の開校ではなく、上菅小学校区の子どもたちが菅生小学校に通学する児童となることなどから、存続校の校名、校歌を継続使用することとしました。

保護者や地域の皆様には、今回の上菅小学校と菅生小学校の統合は、子どもたちにとって望ましい教育環境を一刻も早く整備することにあるということをご理解いただきたいと思います。

今後も、教育委員会として、保護者や地域の皆様、そしてなにより子どもたちの不安を解消するよう努めてまいります。

■ スクールバスに係るサウンディング型市場調査結果の概要

第2回の学校地域協議会だよりでお知らせしたとおり、大きく通学方法が変更となる上菅地区児童の通学については、スクールバスの利用を検討中です。スクールバスを導入するにあたり、事務局でサウンディング型市場調査を実施しました。その結果について、ご報告します。

～～

(仮称)姫路市立スクールバス運行管理業務委託に関するサウンディング型市場調査の結果について

1 調査目的

スクールバス運行管理の業務実施における現状の整理と課題、市場性の有無、様々なアイデア等について対話を通じて調査・把握するため。



2 主な結果の概要 ※ 記載事項については、事業者との個々の対話結果であり、共通事項ではありません。

(1) 参加事業者は3事業者(3事業者とも受注意欲あり。)

(2) 本業務の規模や業務範囲について(想定される課題)

- 重量によっては走れない場所も出てくる。市から提示された乗降場所やルートが運行可能か確認等必要なため、一定期間を要する。
- 不測の事態等による急な増便対応等は困難である。
- 安全運行かつ確実な履行のため、コース確認の時間及び乗務員確保が必要であり、受注者の決定を半年前にはしてほしい。

(3) 受託者の実施体制等について

- 運行管理者の責任のもと、安全かつ確実に輸送できるように体制を構築する。
- バス運行時のトラブルや、警報等の対応について、緊急連絡網や組織体制を用意したり、学校側とのやり取りで対応できる。
- 児童生徒の安全安心面を重視している。
- 授業によって下校時間が変わる場合についても、月単位で事前に決めると思うので対応できる。
- 登下校以外の想定(例えは放課後児童クラブの送迎)についても、市が仕様の中に入れていればその内容で受けることになるので問題ない。
- ルートが臨機応変に変わることは対応が難しい。

3 今後の対応

サウンディングに参加いただいた事業者の意見を参考に、運行形態や業務内容の検討を進めていく。

※上菅小学校のPTAで今後協議していくべく乗降場所の候補地等も参考に検討する。事業者選定の際には、児童の安全・安心が第一である。運行実績も考慮し、事業者を選定したい。

■ 協議会での主な意見について

協議会での主な意見(・)と教育委員会の考え方(➢)は下記のとおりです。

【校名・校歌について】

- ・菅生小学校の校歌を上菅小学校の校歌とすり合わせをして、歌詞を変える等見直しをしてはどうか。
➢菅野小学校は小規模特認校である。5年以内に複式学級を解消するという目標を現状達成しているので、現段階では将来的に上菅小学校・菅生小学校と統合するかは分からない。小規模特認校の制度は地域の協力の下で実施している。
- ・今後、菅野も含めたより大きな地区での統合があるかもしれない、再度校歌を変更することになるのではないか。
➢歌詞の権利で言うと、歌詞の一部を変えるには作詞者の了解がいる。作詞者が亡くなっている場合は、死後70年の保護期間が経過すれば、著作権が消滅する。著作権が消滅していなければ、相続人に了承を得ないといけないなど、難しい条件がある。
- ・校名が変わらないのであれば、校歌も変えないでよいのではないか。
➢上菅地区の児童も菅生小学校区の児童になることから、校名は菅生小学校、校歌も菅生小学校のものとさせていただく。

【スクールバスについて】

- ・スクールバスで通学するのは上菅小学校の児童だけか。
➢まず、大きく通学方法が変更となる上菅地区の児童を安全に送り届けたい。遠距離の菅生地区の児童については別の視点での検討課題になってくる。
- ・スクールバスに乗降するための集合場所については今後検討する。上菅小学校の保護者を中心に集合場所について検討してほしい。その内容を含めて事業者とも協議していきたい。
- ・スクリレ等で、どの辺が乗降場所として良いか保護者にアンケートを取ろうと考えている。

【部会について】

- ・部会を設置した方が、内容を絞って協議ができ、情報も保護者にすぐに伝わる。回数としては負担になるが、部会を設置した方がよいのではないか。
- ・保護者と学校でそれぞれ部会を設置する。学校運営については学校部会で、詳細を話し合う。
➢PTAのことなど部会で話し合ったことは、協議会の場でも報告し、共有をお願いしたい。

【その他】

- ・統合後に子どもたちが安心して通学できるように、菅生小学校のオープンスクールに参加してみてはどうか。上菅小学校の保護者が菅生小学校のオープンスクールを見に行けるような状況を作ってほしい。
- ・菅生小学校としては、令和7年度のオープンスクールは、既に終了しているので、上菅小学校の保護者の見学については、令和8年度に実施できるよう上菅小学校と話し合い、また協議会で共有したい。
➢協議会だよりもオープンスクールの情報などを積極的に発信していきたい。
- ・放課後児童クラブについて、こども総務課の職員に協議会に出席して説明してもらう予定である。
- ・上菅地区から菅生小学校へは車で行くしかないので、駐車場のことも考えてほしい。

■ 次回協議会での検討事項について

- 交流行事…令和8年度に実施(合同授業、学校行事、通学体験等)。
- スクールバス…継続して協議。
- その他…閉校に係る行事や記念品、PTAに関する事項。その他調整事項。



◆問い合わせ先(事務局)

姫路市教育委員会事務局 教育企画室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 北別館5階

電話: 079-221-1557 FAX: 079-221-2749 E-mail: kyo-kikaku@city.himeji.lg.jp